



正副会長の活動状況

— 会務報告 —

日本弁理士会 副会長

本田 淳

本年度副会長の本田淳と申します。9月号は秋の声が聞こえてくる頃ですが、まだまだ猛暑が続いていると思われ、残暑見舞い申し上げます。この原稿執筆は7月ですが、猛暑とともに、各地で記録的な豪雨が続き、九州北部そして秋田県等、犠牲になられた方々には深く哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に謹んでお見舞い申し上げます。そして一日も早い生活再建を心よりお祈り申し上げます。

弁理士会におきましては、7月1日(土)の「弁理士の日」に合わせ、7月3日の記念事業においてノーベル物理学賞受賞者の天野浩教授に「世界を照らすLED ～大学における知財の創生と展開～」として講演いただき、青色LEDの発明から現在の研究対象までわかりやすくお話しいただくとともに、受賞時のエピソードについて興味深くお話いただきました。

7月には本年度の目玉事業の「知財広め隊」がスタートし、7月19日の第1回福島セミナーを皮切りに、第2回愛知セミナー、第3回群馬セミナーが行われました。主に中小企業の経営者に知財の活用例を認識してもらうとともに、地元の弁理士との交流会を提供するものであり、2年間で全国100箇所を目指して9月以降も続々と開催していきます。

本年度はまた、広報の柱となる広報戦略を立てるべく、会員弁理士の様々な要望・期待を把握するためのインナー調査や、社会における弁理士及び知財制度をとりまく環境を調査するアウター調査を行っていきますので、よろしくご厚意申し上げます。

【広報センター】

知的財産の保護及び弁理士の業務に関する広報活動

を、継続的かつ統一的に行うことで知的財産制度の発展に寄与することを目的としています。7月1日の弁理士の日イベントに向けて、ポスターを十年ぶりに作成いたしました。定期的に記者会見を行うとともに、4月に大幅リニューアルされた弁理士会ホームページの整備を続けています。月刊パテント誌は7月号が70周年記念号でした。

本年度はさらに、弁理士及び知財制度を社会人だけでなく学生も含めて幅広く知ってもらうための漫画制作にも取り組んでいますので、ご期待下さい。

【意匠委員会】

昨年は秘密意匠制度、分割出願制度について検討を重ねました。また、3Dデータと意匠制度について分析しました。今年も引き続き3Dデータについて分析するとともに、関連意匠制度について検討していきます。さらに、意匠の侵害場面における寄与率や、意匠制度をユーザーフレンドリーにするための図面要件の緩和策を検討していきます。

【特許制度運用協議委員会】

対庁協議事項について、会員アンケートを行って寄せられた事項に基づき特許庁の関係部門と協議し、会員に報告しています。電子手続の出願ソフトの更新についても、「ペーパーレスニュース」にてお届けしています。優先権書類の交換方法の変化なども、わかりやすく解説を工夫してお届けしていますので、ご活用くださいますようお願いいたします。

【知財訴訟委員会】

知財高裁、東京地裁との意見交換会を毎年継続するとともに、本年度は大阪地裁との意見交換会も計画し

ております。昨年度は特許の侵害訴訟における寄与率や、証拠収集手続きの拡充について調査して、eラーニングや研修フェスティバルにおいて発表しました。これら研修への講師派遣も引き続き行っていきます。

【綱紀委員会】

会員について会則第49条第1項に該当する事実があるか否かを調査し、その結果を報告することを主な職務としています。昨年度から外部委員が登用され、弁理士法第1条の使命条項の下、これまで以上に中立性・公平性が担保されて、慎重に審議されています。

【審査委員会】

会則第49条第1項（会員の処分）及び第54条の2第6項（継続研修義務不履行者に対する処分の特例）に係る事案について審査し、決議を行うことを職務としています。当委員会においても昨年度から外部委員が登用され、これまで以上に中立性・公平性が担保された状態で会員処分問題に対応しています。

【不服審議委員会】

会員に対する処分請求を行った者であって、当該会員に会則第49条第1項に該当する事実がない旨の通知を受けた処分請求人は、当該決定に対して不服を申し立てることができます（会則第51条の2第1項）。

当委員会は、このような不服申立てがあった場合に、当該事案について調査することを主な職務としています。

【東海支部】

昨年度、東海支部開設20周年を迎えて記念事業を盛会のうちに終えるとともに、今年も勢いを持続して精力的に活動しています。知財広め隊の先例ともいえる「知的財産経営サロン」にて、知財関連のお悩みを抱えた中小企業の経営者の方が、弁理士と意見交換できる場を提供しています。弁理士会では、本年度の委員会等の委員の選任にあたって、過去に委員として選任されたことがない会員に会務参加を促す方策（会長推薦制度）を試験的に運用しましたが、この先例も東海支部に学んでおり、「東海モデル」として創意工夫して活動しています。

【その他】

他にも紛議調停委員会、処分前公表審議委員会を担当しています。会員処分に関連する委員会の活動内容については、詳細を公にできない点をご容赦ください。9月で今年度は半分過ぎたところですが、いよいよ本年度ならではの活動を加速させていきますので、よろしく願い申し上げます。